

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の  
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和六年二月五日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 中崎 剛

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市  
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電  
線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字今屋	八〇八番	畑	山林	一〇九	一〇三・二 二	一〇三・二二 （別図のお り）

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 安達 美和子

（住所） 広島県福山市瀬戸町大字山北甲七四四番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和六年一月二十三日

# 実測平面図

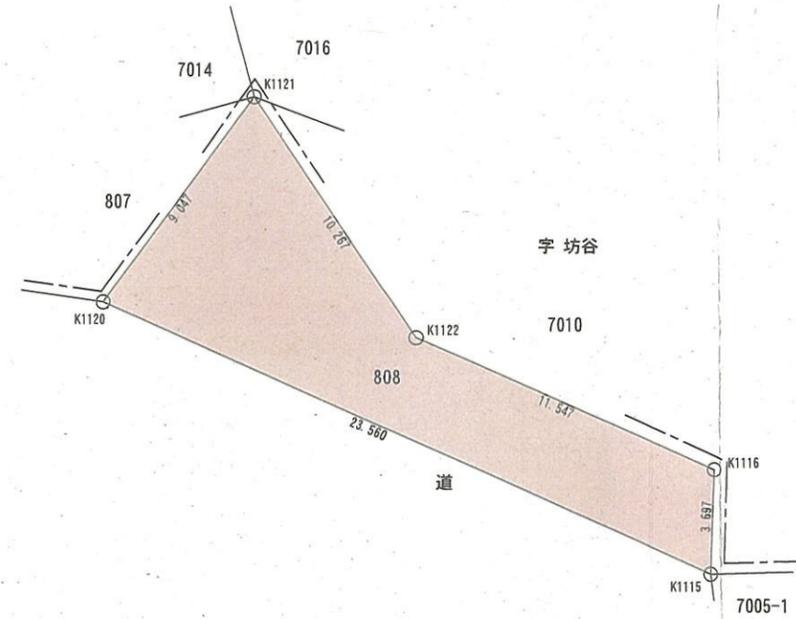
広島県福山市瀬戸町大字山北字今屋 808番

世界測地系

縮尺 S=1 : 250

地番 808				
収用しようとする土地				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K1116	-169334.668	105457.045	1313362.038430	11.547
K1122	-169325.344	105450.232	2063661.040240	10.267
K1121	-169315.098	105449.573	700290.614293	9.047
K1120	-169318.703	105441.275	-2393516.942500	23.560
K1115	-169337.798	105455.077	-1683590.304305	3.697
			倍面積	206.446158
			面積	103.2230790
			地積	103.22 m <sup>2</sup>

地番 808	
収用しようとする土地の面積	103.22 m <sup>2</sup>



収用しようとする土地

